公益社団法人岐阜県獣医師会獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程細則

１　事業の実施

公益社団法人岐阜県獣医師会（以下「獣医師会」という。）は、獣医師養成確保修学資金貸与事業の実施について、獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程（平成２３年４月１日付け２２消安第１０２４４号消費・安全局長通知。以下「実施規程」という。）第４の９の規定に基づき、獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程細則を以下のとおり定める。

２　貸与対象者

修学資金の貸与を受けることのできる者は、実施規程第４の１の規定に該当する者のうち、獣医師会と修学資金の貸与に関する契約を締結した者（以下「獣医修学生」という。）とする。

３　貸与額及び貸与期間

修学資金の貸与額及び貸与期間は、実施規程第４の２の規定によるものとする。

４　獣医修学生希望者の募集

岐阜県内において産業動物獣医師又は家畜防疫員（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師に限る。）又は岐阜県職員獣医師（以下これらを「産業動物獣医師等」という。）の確保を必要とし、修学資金の貸与を受けようとする者の募集を要望する団体等は、別記様式１号の「獣医修学生募集要望書」を作成し、獣医師会に提出する。

獣医師会は要望書に基づき、獣医修学生を公募する。

５　修学資金の貸与申請

（１）修学資金の貸与を受けようとする者は、当該修学資金貸与事業の共同負担者（当該修学資金貸与事業の修学資金の一部を負担する団体等をいう。以下同じ。）が確認される場合に、次の書類を添付して、別記様式２号の「獣医師養成確保修学資金貸与申請書」を作成し、獣医師会に提出する。

ア　学長又は学部長の推薦書（別記様式３号）

イ　健康診断書

ウ　戸籍謄本

エ　当該学年末における学業成績証明書（当該年度の新規の大学入学者については入学許可証又は在学証明書の写し）

オ　獣医学生の父若しくは母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者１人）の収入を証明する書類（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）

（２）修学資金の貸与申請書の連帯保証人（獣医学生と連帯して債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）は、独立生計を営む成年者２人とし、獣医学生に父

又は母があるときは、連帯保証人のうち１人は父又は母とする。

6　修学資金の貸与者の選定及び結果の通知

獣医師会は、５の申請を受け、県を含む診療業務等を実施する個人又は団体からなる獣医修学生選考委員会を開催し、書類選考等により貸与者を選定する。

貸与者が決定した場合には、速やかに修学資金の貸与を受けようとする者に対し、別記様式４号の「修学資金貸与通知書」により修学資金の貸与決定の通知を行う。

7　獣医師養成確保修学資金貸与契約書の作成

６の規定に基づき貸与決定の通知後、獣医師会は、修学資金の貸与の決定を受けた者との間で契約書（別添「獣医師養成確保修学資金貸与契約書」）を作成することにより修学資金の貸与契約を行う。

貸与契約を行った場合には、契約書の写しを獣医修学生に係る共同負担者及び連帯保証人に送付する。

なお、契約書には、連帯保証人、修学資金の貸与月額、貸与期間、就業条件、契約の解除、貸与の休止、返還、加算金、延滞利子、返還金（加算金を含む。）の返還免除・猶予、返還金（加算金を含む。）、加算金の納付免除等に関する要件を備えなければならない。

獣医修学生が未成年者であるときは、さらに契約に係る同意書（別記様式５号）の提出を求めるものとする。

8　修学資金の貸与に要する負担

（1）獣医修学生への修学資金の貸与額は、獣医師会が２分の１以内（ただし、１人当たり月額５０，０００円（私立大学において獣医学を専攻する学生については、１人当たり月額９０，０００円）を上限とする。）を負担し、共同負担者がその残額を負担する。

（2）共同負担者は、当該事業に係る負担金について、獣医師会からの負担金請求に基づき、獣医師会が指定する振込先に納付する。

9　貸与契約の解除及び貸与の休止について

（1）貸与契約の解除

獣医修学生が次に掲げる場合に該当するに至ったときは、その貸与を取り消すものとする。

一　退学したとき。

二　獣医学を専攻しなくなったとき。

三　心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

四　修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五　学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。

六　死亡したとき。

七　その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（2）貸与の休止

獣医修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該獣医修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

また、獣医修学生が留年したときも同様とする。

10　修学資金の返還

獣医修学生が修学資金の返還金等を返還しなければならなくなった場合は、実施規程第４の５の規定により実施し、別記様式６号の「獣医師養成確保修学資金の返還金等の返還請求書」を獣医修学生に送付して返還させる。

11　修学資金の返還免除

獣医修学生が返還すべき修学資金の返還の免除を要望する場合は、実施規程第４の６の規定により実施する。

12　修学資金の返還猶予

獣医修学生が返還すべき修学資金（加算金を含む。以下同じ。）の返還の猶予を要望する場合は、実施規程第４の７の規定により実施する。

13　従事期間満了の確認

獣医師会は、従事期間満了の確認をした場合は、別記様式７号の「従事期間満了確認通知書」により獣医修学生に通知するとともに共同負担者にその旨を報告する。

14　勤務先等又は地域の変更

（１）獣医修学生は、獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として業務に従事した期間が修学資金貸与期間（修学資金の貸与の休止に係る期間を除く。）の２分の３（貸与月額が１２万円以下の場合）又は３分の５（貸与月額が１２万円を越える場合）に満たない期間において、従事する勤務先又は地域等を変更する場合は、獣医師会にその旨を遅滞なく届け出なければならない。

（２）（１）の変更において、従事する勤務先の雇用者又は都道府県が変更となる場合は、事前に共同負担者の同意を得なければならない。

（３）獣医師会は、（１）の変更の届出があった場合は、その旨を該当する共同負担者及び該当する都道府県に報告する。

（４）（１）の変更のあった場合、実施規程第４の６に定める産業動物獣医師等として業務に従事した期間の算定は、変更前に従事していた期間と変更後に従事した期間を合算できる。

15　その他

（１）この事業の適正かつ円滑な執行を期すため必要がある場合は、獣医修学生及び共同

負担者に対し必要事項の報告を求めることとする。

（２）この規程細則に定めるもののほか、この事業執行に必要な事項については、関係機関と協議して、別に定める。

附則

この貸与規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この貸与規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この貸与規定は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この貸与規定は、平成３１年４月１日から施行する。

別記様式１号（獣医修学生募集要望書）

年度獣医修学生募集要望書

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

獣医師養成確保修学資金貸与事業において、当　　は、　　年度に下記のとおり新規獣医修学生の採用を希望するので、よろしく御配慮いただきたい。

記

１　新規獣医修学生採用希望人数　　名

２　事業実施主体以外の修学資金の負担及び配属計画

配属予定の診療施設名	人数	共同負担予定者の名称	左の負担月額	備　考（氏名、大学、学年等）

（注）１　この要望書は、就業予定先から提出してもらうものです。
２　就業を予定する者がある場合は、その氏名、在籍大学名、学年等を備考欄に記載してください。

別記様式２号（獣医師養成確保修学資金貸与申請書）

獣医師養成確保修学資金貸与申請書

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

申　請　者　氏名　　㊞
連帯保証人　氏名　　㊞
連帯保証人　氏名　　㊞

獣医師養成確保修学資金貸与事業の修学資金の貸与を受けたいので、公益社団法人岐阜県獣医師会獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程細則５の規程により、関係書類を添えて申請します。なお、修学資金の貸与を受けることとなったときは、同細則を遵守することを誓います。

記

<table>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="4">大

学</td><td>名　　称
（学部、学科名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>本籍地</td><td colspan="2">県（都道府）</td><td>入学年月日
卒業予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日
年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>現住所及び
電話番号</td><td colspan="2">〒
TEL</td><td colspan="2">貸与申請時の学年</td><td>第　　学年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高等学校
卒業以降
の学歴</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="4">事　　項</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">連帯保証人
（連帯保証人
のうち１人
は父又は母
とすること。）</td><td>ふりがな
氏　名</td><td>（　　年　月　日生）</td><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="3">（　　年　月　日生）</td></tr>
<tr><td>本籍地</td><td>県（都道府）</td><td>本籍地</td><td colspan="3">県（都道府）</td></tr>
<tr><td>現住所
電話番号</td><td>〒
TEL</td><td>現住所
電話番号</td><td colspan="3">〒
TEL</td></tr>
<tr><td>職　業</td><td></td><td>職　業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務先</td><td></td><td>勤務先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>本人との続柄</td><td></td><td>本人との続柄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

添付書類　①推薦書　②健康診断書　③戸籍謄本　④学業成績証明書又は入学許可証
⑤主たる家計支持者１人の所得証明書又は源泉徴収票の写し

別記様式３号（推薦書）

推　　薦　　書

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

大学
学（学部）長　　㊞

下記の者は、獣医師養成確保修学資金貸与事業の修学資金の貸与を受ける学生として適当と認められるので推薦します。

記

１　氏名

２　入学年月日及び在学年次　　年　　月　　日　　第　　学年

推薦所見	（学業に関する状況） （健康に関する状況） （その他意見：申請者の評価、その他推薦の理由）

別記様式４号（修学資金貸与通知書）

修学資金貸与通知書

番　　号
年　　月　　日

修学生番号　（　　）
修学生氏名　　殿

公益社団法人　岐阜県獣医師会
会長理事　　㊞

年度獣医師養成確保修学資金貸与事業に係る修学資金の貸与について

年　　月　　日付けをもって提出された修学資金の貸与申請については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

１　氏　　名

２　決 定 番 号　　（　　）

３　貸与予定期間　　年　月　日　～　　年　月　日

４　修学資金貸与額　　月額　　円

５　そ　の　他　　この貸与については以下の条件により行う。

一　岐阜県内において産業動物獣医師（市町村・団体・個人開業等の診療施設に勤務）又は、家畜防疫員（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務）として従事すること。
二　岐阜県職員獣医師として岐阜県に勤務し、農政部又は健康福祉部（環境生活部含む）の業務に従事すること。

※条件に合わせて記載

別記様式５号（同意書）

同　　意　　書

公益社団法人岐阜県獣医師会と獣医修学生　　との間に締結された獣医師養成確保修学資金貸与に関する契約については、これに同意します。

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

右法定代理人　　㊞

本人との続柄（　　）

右法定代理人　　㊞

本人との続柄（　　）

※法定代理人については、親権者とすること。

別記様式６号（返還金等納付請求書）

獣医師養成確保修学資金の返還金等の返還請求書

番　　号
年　　月　　日

修学生番号　（　　）
修学生氏名　　殿

公益社団法人　岐阜県獣医師会
会長理事　　㊞

貴殿と交わした獣医師養成確保修学資金貸与契約に基づき、修学資金の貸与を行ってきましたが、契約書第　　条＊の規定に基づき、下記のとおり返還金及び加算金を返還されたく請求します。（なお、請求のあった日から６か月以内に正当な理由がなく返還金の返還がなされない場合は１１条により延滞利子が付加されます。）

記

返還すべき事由	
返　還　金　額	円
加　算　金　額	円
合　　計	円
返　還　期　限	年　　月　　日まで

備考　１　不明のことがあるときは、折り返し公益社団法人岐阜県獣医師会に照会してください。
　　２　納付に当たっては、公益社団法人岐阜県獣医師会の下記の口座に振り込んでください。
　　金融機関：　　銀行　　支店
　　口座の種類：
　　口座番号：
　　名　義　人：

（施行上の注意：請求額算出の明細書を添付する。）
＊（注）　返還事由に応じて記入の上請求する。また、必要な項目は追加する。

別記様式７号（従事期間満了確認通知書）

従事期間満了確認通知

番　　号
年　　月　　日

《共同負担者》　殿
《獣医修学生》　殿

公益社団法人　岐阜県獣医師会
会長理事　　㊞

このことについて、　　年　　月　　日付けで提出のあった従事期間満了確認申請書については、申請のとおり産業動物獣医師等として業務に従事したことを確認したので通知します。

獣医師養成確保修学資金貸与契約書

公益社団法人岐阜県獣医師会会長理事　　（以下「甲」という。）と獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程（平成２３年４月１日付け２２消安第１０２４４号消費・安全局長通知）、公益社団法人岐阜県獣医師会獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程細則及び岐阜県獣医師確保修学資金貸与事業実施要領を了知した　　（以下「乙」という。）は、獣医師養成確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与について、本契約書第１条（３）の就業条件一（若しくは二※条件に合わせて記載する）の規定に基づき、次のとおり契約を締結する。

この契約を証するため、契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙が各自１通を保有する。

年　　月　　日

（甲）
（所在地）岐阜県岐阜市下奈良２－２－１
岐阜県福祉・農業会館内
（連絡先）０５８－２７３－１１１１
（名　称）公益社団法人　岐阜県獣医師会
会長理事　　㊞

（乙）
（本　籍）
（住　所）
（連絡先）
（氏　名）　　㊞

（乙の連帯保証人）
（本　籍）
（住　所）
（連絡先）
（氏　名）　　㊞

（乙の連帯保証人）
（本　籍）
（住　所）
（連絡先）
（氏　名）　　㊞

第１条　甲は、この契約書に定める各事項に従い、（３）の就業条件をもって、次のとおり乙に対して修学資金を貸与するものとする。

（１）貸 与 額：月額　　，　　円
（２）貸与期間：　　年４月から　　年３月までとする。ただし、貸与期間満了の１か月前までに、甲から特段の申し出がない場合は、本契約は同一条件をもって更に１年間更新されるものとし、乙が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度までを限度とし、以後同様とする。
（３）乙の就業条件：
一　岐阜県内において産業動物獣医師（市町村・団体・個人開業等の診療施設に勤務）又は、家畜防疫員（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務）として従事すること。
二　岐阜県職員獣医師として岐阜県に勤務し、農政部又は健康福祉部（環境生活部含む）の業務に従事すること。

第２条　甲は、乙の指定する口座振込みにより、修学資金を毎月１か月ずつ支払う。ただし、甲乙合意により、２か月分以上を合わせて貸与することができる。

第３条　甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸与を受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。
２　前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

第４条　甲は、乙が次の各号の一に属する場合には、本契約を解除することができる。
一　退学したとき。
二　獣医学を専攻しなくなったとき。
三　心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
四　修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
五　学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
六　死亡したとき。
七　その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第５条　甲は、乙が留年した場合には、その学年度の修学資金の貸与を行わない。
２　甲は乙が休学し、又は停学の処分を受けた場合には、休学し、又は停学の処分を受けたけた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与は行わない。
　この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとする。

第６条　乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、第一号に該当する場合を除き遅滞なく甲に届け出るものとし、甲からの請求を待って、既に貸与された修学資金に相当する額及び別記１により算出される額の加算金（以下「返還金」という。）を甲に返還しなければならない。

一　第４条の規定（同条第六号の規定による場合を除く。）により、本貸与契約が解除となったとき。

二　獣医師国家試験の受験資格を取得した日から２年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

三　獣医師免許を取得後、１年以内又は第９条に規定する返還の猶予の限度内に産業動物獣医師等として就業予定先に就業しなかったとき。

四　第８条に規定する返還の猶予の限度を超えて、家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき、就業予定先の都合（人事異動も含む。）により産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。

第７条　乙は、修学資金の貸与期間（修学資金の貸与の休止に係る期間を除く。）の２分の３（貸与月額が１２万円以下の場合）又は３分の５（貸与月額が１２万円を越える場合）に相当する期間を満了する前に岐阜県内で産業動物獣医師等としての業務に従事しなくなったときは、遅滞なく甲に届け出るとともに、甲からの請求を待って、別記２により算出される返還金を甲に返還しなければならない。

第８条　乙は、第６条及び第７条の規定に基づき、甲から返還金の返還の請求を受けたときは、請求のあった日から６か月以内に請求された金額の全額を甲に返還しなければならない。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、３年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

この場合、乙が届出を怠った場合は、甲は返還すべき事由が発生した日に遡って返還請求を行うことができるものとする。

第９条　第６条及び第７条の規定にかかわらず、乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、累積３年を限度として（第二号にあっては、当該事由が継続する間）甲に返還金の返還の猶予を申請することができる。この場合において、猶予期間は、産業動物獣医師等として従事した期間に算入しない。

一　就業予定先の都合（人事異動も含む。）により一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。

二　災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるとき。

三　家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。

第１０条　第６条及び第７条の規定にかかわらず、乙又は乙の連帯保証人は、乙が死亡、事故又は心身の故障のため、産業動物獣医師等としての業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

２　第６条及び第７条の規定にかかわらず、乙は、就業予定先の飼育動物診療施設の廃止等就業予定先のやむを得ない事情により、産業動物獣医師等として業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

第１１条　乙は、正当な理由がなく返還金を、第８条に規定する日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期日の日数に応じ、返還すべき金額につき、次の算式により計算した額の延滞利子を支払うものとする。

延滞利子 ＝（返還すべき金額）×（０．１０９５÷３６５）×（延滞した日数）

第１２条　乙は、修学資金貸与期間の２分の３（貸与月額が１２万円以下の場合）又は３分の５（貸与月額が１２万円を越える場合）に相当する期間、就業予定先において業務に従事した場合、甲に従事期間満了確認申請書（契－２０号）を提出し、甲はこの内容を審査し、適正なことを確認したときは、従事期間満了確認通知（別記様式７号）により通知する。

第１３条　乙または乙の連帯保証人は、契約書別表の区分欄に掲げる各号の一に該当する場合は、それぞれの各号に定める提出書を別表の注に規定する期日までに提出しなければならない。

第１４条　実施規程、実施規程細則、実施要領及び本契約に定めない事項並びに本契約に関して疑義が生じた事項は、甲の指示するところによるものとする。

（注）連帯保証人の印鑑は、市町村長（特別区の区長を含む。）の登録を受けたものを使用し、その印鑑登録証明書を添付すること。

別記１（契約書第６条の加算金の計算方法）

（１） 貸与契約が解除されたとき

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申し出のあった日の属する月までの期間につき、年１０.９５パーセントの割合で計算した額の総和

（２）獣医師国家試験の受験資格を取得した日から２年以内に獣医師免許を取得しなかったとき

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年１０.９５パーセントの割合で計算した額の総和

（３）獣医師免許を取得後、１年以内又は第９条に規定する返還の猶予の限度内に産業動物獣医師等としての業務に従事しなかったとき

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師等としての業務に従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年１０.９５パーセントの割合で計算した額の総和

（４）獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が、修学資金貸与期間の２分の３（貸与月額が１２万円以下の場合）又は３分の５（貸与月額が１２万円を越える場合）に相当する期間に満たなかったとき又は満たす前に第９条に規定する返還の猶予の限度を超えて第９条の一号又は三号に該当した場合。

別記２（契約書第７条の返還金の計算方法）

（１） 修学資金

$$\text{修学資金貸与総額} \times \left[1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間（※）}} \right]$$

（※） 修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間 ＝ 貸与月額１２万円以下を貸与した月数×３÷２ ＋ 貸与月額１２万円を超えて貸与した月数×５÷３

（注１）産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

（注２）第６条の四のうち、第９条に規定する返還の猶予の限度を超えて、就業予定先の都合（人事異動も含む。）により産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の貸与総額」を「事業実施主体が負担した修学資金の貸与総額」とする。

（２）加算金

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、修学資金の貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年１０.９５パーセントの割合で計算した額の総和に、（１）の［ ］内の率を乗じて得た金額

契約書１３条の別表

区　　分	届 出 書 名	別記様式番号
1　契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等が変更したとき	住所･氏名等変更届	契－１
2　進級したとき	進級届	契－２
3　留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は留年後進級届	契－３
4　休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は休学後復学届	契－４
5　停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は停学後復学届	契－５
6　退学したとき	退学届	契－６
7　修学資金の貸与を辞退するとき	辞退届	契－７
8　獣医学を専攻しなくなったとき	専攻中止届	契－８
9　大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業年次の免許未取得届	契－９
10　大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業翌年次の免許未取得届	契－10
11　獣医師免許取得後１年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなったとき	業務未就業届（産業動物獣医師等として業務に未就業の場合）	契－11
12　修学資金貸与期間の２分の３の期間満了前に産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなったとき	業務非従事届（産業動物獣医師等の業務に従事後、非従事となった場合）	契－12
13　産業動物獣医師等として業務に就業し始めたとき	業務就業届	契－13
14　産業動物獣医師等として業務に従事しているとき	業務従事状況届	契－14
15　勤務先（所属）、業務内容を変更したとき	勤務先・業務内容変更届	契－15
16　勤務先が変更するときに、法人又は都道府県が変更となる場合	勤務先･地域変更の同意書	契－16
17　契約書第８条に相当し、返還金の返還猶予を申請する場合	返還金の返還猶予申請書	契－17
18　契約書第９条に相当し、返還金の全部の返還免除を申請する場合	返還金の全部の返還免除申請書	契－18
19　契約書第９条に相当し、返還金の一部の返還免除を申請する場合	返還金の一部の返還免除申請書	契－19
20　修学資金貸与期間の２分の３に相当する期間、産業動物の診療業務に従事し､従事期間満了の確認を求める場合	従事期間満了確認申請書	契－20

注）　１　２及び３の届出は、修学資金の貸与間中、毎年度４月１５日までに提出すること。
　　２　14の届出は、従事期間満了確認申請書を提出するまでの間、毎年度末に提出すること。
　　３　その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度遅滞なく提出すること。
　　４　契約書１３条の別表に掲げる各種届出等については、契約者本人（契約者本人が死亡等による届出を除く。）自筆とする。

別記様式契－１号（住所・氏名等変更届）

住所・氏名等変更届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり　私／連帯保証人　の住所（氏名）を変更しましたので、届け出ます。

記

変更事項		変更前	変更後
本人の場合	ふりがな 氏　名		
	現住所 電話番号	〒 TEL	〒 TEL
連帯保証人の場合	氏　名	（　　年　　月　　日生）	（　　年　　月　　日生）
	本籍地	県（都道府）	県（都道府）
	現住所 電話番号	〒 TEL	〒 TEL
	職業・勤務先		
	本人との続柄		
変更の事由			

（注）本人又は連帯保証人の姓名が変わった場合は、戸籍抄本を添付してください。

別記様式契－２号（進級届）

進　　級　　届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり進級しましたので、届け出ます。

記

１　氏名

２　在籍大学名等　　大学　　学部　　学科

３　進級した学年及び進級年月日　　第　　学年　　年　　月　　日

大学　　学（学部）長　殿

氏名　　㊞

獣医師養成確保修学資金貸与を受けるため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

……

上記のことについて証明する。

年　　月　　日　　大学

学（学部）長　　㊞

（注）この届出は修学資金の貸与を受けている期間中、毎年度４月１５日までに提出してください。

別記様式契－３号（留年届（留年後進級届））

留 年 届（留 年 後 進 級 届）

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり　留年／留年後進級　しましたので、届け出ます。

記

１　氏名

２　在籍大学名等　　大学　　学部　　学科

３　留年期間及び留年した学年
　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　　第　　学年
（留年後進級した年月日及び学年　　年　　月　　日　　第　　学年）

大学　　学（学部）長　殿

氏名　　㊞

獣医師養成確保修学資金貸与手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

……

上記のことについて証明する。

年　　月　　日　　大学

学（学部）長　　㊞

別記様式契－４号（休学届（休学後復学届））

休 学 届（休 学 後 復 学 届）

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり　休学／休学後復学　しましたので、届け出ます。

記

１　氏名

２　在籍大学名等　　大学　　学部　　学科　　第　　学年

３　休学期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
（休学後復学した年月日及び学年　　年　　月　　日　　第　　学年）

大学　　学（学部）長　殿

氏名　　㊞

獣医師養成確保修学資金貸与手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

……

上記のことについて証明する。

年　　月　　日　　大学

学（学部）長　　㊞

（注）休学する理由書を添付してください。

別記様式契－５号（停学届（停学後復学届））

停 学 届（停 学 後 復 学 届）

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

停学処分を受けましたので、
下記のとおり　　届け出ます。
復学しましたので、

記

1　氏名

2　在籍大学名等　　大学　　学部　　学科　　第　　学年

3　処分の事由

4　処分の期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
（停学処分後復学した年月日及び学年　　年　　月　　日　　第　　学年）

大学　　学（学部）長　殿

氏名　　㊞

獣医師養成確保修学資金貸与手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

……

上記のことについて証明する。

年　　月　　日　　大学

学（学部）長　　㊞

（注）停学処分を受けた理由書を添付してください。

別記様式契－６号（退学届）

退　　学　　届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

１　氏名

２　退学前の在籍大学名等　　大学　　学部　　学科

第　　学年

３　退学年月日　　年　　月　　日

大学　　学（学部）長　殿

氏名　　㊞

獣医師養成確保修学資金の貸与契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

……

上記のことについて証明する。

年　　月　　日　　大学
学（学部）長　　㊞

（注）退学する理由書を添付してください。

別記様式契－７号（辞退届）

辞　　退　　届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり辞退しますので、届け出ます。

記

１　氏名

２　在籍大学名等　　大学　　学部　　学科

第　　学年

大学　　学（学部）長　殿

氏名　　㊞

獣医師養成確保修学資金の貸与契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

……

上記のことについて証明する。

年　　月　　日　　大学

学（学部）長　　㊞

（注）辞退する理由書を添付してください。

別記様式契－８号（専攻中止届）

獣 医 学 専 攻 中 止 届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり獣医学を専攻しなくなりましたので、届け出ます。

記

１　氏名

２　専攻中止学部学科及び学年　　大学　　学部　　学科

第　　学年

３　専攻中止年月日　　年　　月　　日

大学　　学（学部）長　殿

氏名　　㊞

獣医師養成確保修学資金の貸与契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

……

上記のことについて証明する。

年　　月　　日　　大学

学（学部）長　　㊞

（注）獣医学専攻を中止する理由書を添付してください。

別記様式契－９号（卒業年次の免許未取得届）

卒業年次の獣医師免許未取得届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったので、届け出ます。

記

１　卒業した大学名等　　大学　　学部　　学科

２　卒業年月日　　年　　月　　日　　卒業証書の記号番号（　　）

３　獣医師免許未取得の事由

平成　　年度獣医師国家試験　　不合格

受験せず

合格したが未登録

（事由：　　）

４　翌年度における国家試験受験の意志　　有　・　無

（注）この届は、大学を卒業した年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式契－１０号（卒業翌年次の免許未取得届）

卒業翌年次の獣医師免許未取得届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったので、届け出ます。

記

１　卒業した大学名等　　大学　　学部　　学科

２　卒業年月日　　年　　月　　日

３　獣医師免許未取得の事由

平成　　年度獣医師国家試験　　不合格

受験せず

合格したが未登録

その他

（事由：　　）

（注）この届は、大学を卒業した翌年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式契－１１号（業務未就業届）

業 務 未 就 業 届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

１　産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなった事由

２　獣医師免許証の番号

（以下は該当する場合に記入してください。）

３　勤務先等

名称

所在地

主たる業務の内容

４　今後、産業動物獣医師等として業務に就業する意志　　有　・　無

（注）この届は、獣医師免許取得後、１年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しなくなった場合に提出してください。
　なお、産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなった事由は、詳しく記入してください。（別紙記載可。）

別記様式契－１２号（業務非従事届）

業 務 非 従 事 届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなりましたので、届け出ます。

記

１　産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなった事由

２　新たな就業先等
名　称

所在地

主たる業務の内容

３　産業動物獣医師等として従事していた期間と就業先

年　月　日　～　年　月　日	就　業　先	診療･非診療の別
1		
2		
3		
4		
5		

（注）１　従事していた勤務先が発行する就業期間等を記した証明書を添付してください。
２　産業動物獣医師等として業務に従事後、非従事となった場合に提出してください。
なお、産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなった事由は、詳しく記入してください。（別紙記載可。）

別記様式契－１３号（業務就業届）

業 務 就 業 届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり産業動物獣医師等として業務に就業しましたので、届け出ます。

記

１　卒業及び獣医師免許取得年月日
　　大学卒業　　年　　月　　日
　　獣医師免許取得　　年　　月　　日（免許番号　　）

２　勤務先：　名　　称
　　所属部課
　　所 在 地

３　就業年月日：　　年　　月　　日

４　就業期間における主たる従事業務の内容：

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長　　㊞

（家畜保健衛生所所長　　㊞　）

（注）１　この届は、卒業後初めて産業動物獣医師等として業務に就業するとき、又は猶予後に業務に復帰する際に提出してください。
２　地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会等の診療機関に勤務する場合には勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

別記様式契－１４号（業務従事状況届）

業 務 従 事 状 況 届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

年度における産業動物獣医師等としての業務の従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

１　勤務先　　名　　称
所属部課
所 在 地

２　従事期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

３　その他
２の従事期間中の休職又は停職の有無　　有　・　無

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長　　㊞

（家畜保健衛生所所長　　㊞　）

（注）１　この届は、契約書第７条に定める期間を満了するまでの間、毎年度末に提出してください。
２　地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会等の診療機関に勤務する場合は勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

別記様式契－１５号（勤務先・業務内容変更届）

勤務先・業務内容等変更届

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

勤務先
年　　月　　日付けで　所属部課　　が変わったので届け出ます。
業務従事内容

記

変更事項	変　更　前	変　更　後
勤 務 先 所属部課 所 在 地		
従事内容		

（注）変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長　　㊞

（家畜保健衛生所所長　　㊞　）

（注）１　この届は、契約書第７条に定める期間を満了するまでの間、変更のあった都度提出してください。

２　地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会等の診療機関に勤務する場合は勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合あるいは個人開業の場合には当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

３　変更に伴って従事する勤務先の雇用者又は都道府県が変更となる場合は、事前に別記様式１６号により共同負担者の同意を得、添付して提出してください。

別記様式契－１６号（勤務先・地域変更の同意書）

番　　号
年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

共同負担者名　　㊞

勤 務 先 ・ 地 域 の 変 更 に つ い て

獣医修学生（獣医修学生番号）　　が下記のとおり　　年　　月　　日付けで勤務先又は勤務地域が変更となることについては同意します。

記

変更事項	変　更　前	変　更　後
勤 務 先		
地　域		

（注）変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

別記様式契－１７号（返還金の返還猶予申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の返還猶予申請書

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記の事由により返還金の返還の猶予を受けたいので、承認されたく申請します。

記

猶予申請の事由	
猶 予 申 請 期 間	年　　月から　　年　　月まで（　　か月間）

（注）猶予申請の事由には、今後の産業動物獣医師等としての業務への復帰の見込みについても記入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式契－１８号（返還金の全部の返還免除申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の全部の返還免除申請書

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

（本人死亡の場合は連帯保証人）
住　　所
氏　　名　　㊞

下記の事由により返還金の全部の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

免除を申請する事由				
獣医修学生の氏名	決 定 番 号		ふりがな 氏　名	

（注）免除の事由を証する医師の診断書等の証明書を添付してください。

別記様式契－１９号（返還金の一部の返還免除申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の一部の返還免除申請書

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記の事由により返還金の一部の返還の免除を受けたいので、申請します。

記

返還金等の一部の免除を申請する事由	
免除を受けようとする返還金等の額	円

（注）免除を受ける事由を証する書面を添付してください。

別記様式契－２０号（従事期間満了確認申請書）

従事期間満了確認申請書

年　　月　　日

公益社団法人岐阜県獣医師会　会長理事　殿

修学生番号（　　）
住　　所
電話番号（携帯可）
氏　　名　　㊞

下記のとおり、契約書第１２条に定める期間を産業動物獣医師等として業務に従事したので、確認を申請します。

記

獣医修学生の氏名	決定番号		ふりがな 氏　名	
修学資金の貸与期間	年　　月から 年　　月まで　　か月間			
修学資金の貸与月額				

所属診療機関等の名称	診療業務従事期間
1 2 3 4 5 6	年　月　日～　年　月　日 年　月　日～　年　月　日 年　月　日～　年　月　日 年　月　日～　年　月　日 年　月　日～　年　月　日 年　月　日～　年　月　日 （合計従事期間　　年　　か月）

（注）従事していた勤務先が発行する就業期間等を記した証明書を添付してください。